

○「医療法人の機関について」(平成28年 3 月25日医政発0325第 3 号) (抄)

(下線の部分は修正部分)

訂正後	訂正前
第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～7 (略) 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第47条から第49条の 3 関係) (1) (略) (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について ①～⑥ (略) ⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、②により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。 別添 3 特定医療法人の定款例(平成15年医政発第1009008号) 第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1)～(3) (略) (4) 本<u>社団</u>の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略)	第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～7 (略) 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第47条から第49条の 3 関係) (1) (略) (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について ①～⑥ (略) ⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。 別添 3 特定医療法人の定款例(平成15年医政発第1009008号) 第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1)～(3) (略) (4) 本<u>財団</u>の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略)